- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

## 熊本県公告第347号

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 15 年 5 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
  - 平成 15 年 5 月 14 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
  - (1) 合資会社上田組 天草郡天草町高浜乙第 598 番地 代表社員 永田 文明 熊本県知事許可(般-13)第 294 号
  - (2) 株式会社三宅工業所 牛深市牛深町 127 番地の 13 代表取締役 三宅 千秋 熊本県知事許可(般 - 12)第 735 号
  - (3) 株式会社川上工業 熊本市出仲間八丁目 6番 25号 代表取締役 川上 菊雄 熊本県知事許可(般・特-13)第 1819号
  - (4) 有限会社甲斐重機工業 熊本市新土河原一丁目 13 番 8 号 代表取締役 甲斐 昭七 熊本県知事許可(般-14)第 7405 号
  - (5) 有限会社野田推進建設 熊本市幸田一丁目7番17号 代表取締役 野田 吉徳 熊本県知事許可(般・特-12)第9038号
  - (6) 株式会社野口組 熊本市御領六丁目1番14号 代表取締役 野口 克郎 熊本県知事許可(特-12)第2301号
  - (7) 新和プラント有限会社 熊本市御領六丁目1番48号 代表取締役 中道 和博 熊本県知事許可(般-13)第13849号
- 3 処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し

4 処分の原因となった事実

上記7者については、営業所の確知ができず、その旨を平成15年4月2日付けで公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。このことが、建設業法第29条の2第1項に規定する場合に該当すると認められる。

## 登載依頼

## 熊本県地方労働委員会告示第2号

労働関係調整法(昭和 21 年法律第 25 号)第 10 条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

平成 15 年 5 月 13 日

熊本県地方労働委員会会長 清 正 寛

	氏	名	現	職	
清	正	寛	法政大学教授 (熊本大学名誉教授)		
			熊本県地方労働委員会会長		
竹	中	潮	弁護士		
			熊本県地方労働委員会会長代理		
小	][[	芳 宏	熊本日日新聞社監査役		
			熊本県地方労働委員会公益委員		
西	平	茂 子	熊本県地方労働委員会公益委員		